

大阪府監査委員告示第13号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年5月25日

大阪府監査委員	梅本	憲史
同	谷口	昌隆
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明

(通知文)

教委総第1163号
平成21年4月13日

大阪府監査委員	京極	俊明	様
同	梅本	憲史	様
同	谷口	昌隆	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様

大阪府教育委員会委員長 生野 照子

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<決裁遅延について>

- 1 監査対象機関
大冠高等学校
- 2 指摘事項

歳出関係

業務委託の契約手続において、契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

教職員に対して、関係法令、府財務規則に基づく適正な支出手続の遵守を徹底するよう指導しました。

今後はこのようなことがないよう、校内での意思疎通に十分留意し、関係法令並びに府財務規則の規定に則り、組織的な意思決定のもと、適正な事務執行に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

枚方高等学校

2 指摘事項

歳出関係

検査業務に係る契約手続において、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

所属長から全教職員に対し地方自治法及び大阪府財務規則に則った事務を行うよう指示を行いました。

また、会計事務の留意点及び会計実地検査の事例を基に、校長を含む全教職員を対象として会計事務の研修を実施しました。

今後、契約事務及び経費支出事務の執行に当たっては、関係条例・規則に則り、適正に対応していくよう努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

豊島高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず認定されているものがあった。

3 措置の状況

自家用自動車による通勤を認めていた1名に対して、自動車通勤の認定要件を説明した上で、平成20年11月1日付けで自転車による通勤経路に変更しました。

今後、自家用自動車等の通勤認定に当たっては、教育長通達の要件に該当するか事実確認を十分に行った上で認定を行うとともに、要件該当者については定期的に状況の把握を行うなど、適正な事務執行に努めます。

<非常勤職員の賃金支給事務について>

- 1 監査対象機関
茨木西高等学校
- 2 指摘事項
庶務諸給与関係
非常勤職員の賃金支給事務において、出勤簿管理が適切に行われていなかったために、賃金が過払いとなっているものがあった。
- 3 措置の状況
該当者に係る過払分の返納手続を行い、平成21年1月22日に返納されたことを確認しました。
今後、非常勤職員の出勤簿の管理及び賃金の支給事務に当たっては、関係条例、規則の規定に則り、適正な事務執行に努めます。

<通勤手当の認定事務について>

- 1 監査対象機関
泉南高等学校
- 2 指摘事項
業務関係
自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず認定されているものがあった。
- 3 措置の状況
自家用自動車による通勤を認めていた職員に対して、自家用自動車通勤の認定要件を説明した上で、本人の意向を確認し、平成21年1月7日付けで自転車による通勤認定に変更しました。
今後、自家用自動車などの通勤認定に当たっては、教育長通知の要件に該当するか事実確認を十分に行った上で認定を行うとともに、要件該当者については定期的に状況の把握を行うなど、適正な事務執行に努めます。

<行政財産の使用許可について>

- 1 監査対象機関
豊島高等学校
- 2 指摘事項
財産関係
学校敷地に、電気通信事業者の支線が行政財産の使用許可を受けることなく設置されていた。
- 3 措置の状況
当該電気通信事業者に対し、平成20年10月25日付けで行政財産使用変更許可を行うとともに、変更に伴う使用料について、平成20年11月14

日に徴収しました。

今後、公有財産の管理については、関係条例、規則の規定に則り、適正に行うよう努めます。